

自治体等によるガイド制度の実施事例

1. 北海道アウトドアガイド資格制度	2
2. 福島県ツーリズムガイド認定制度	4
3. 東京都（小笠原）自然ガイド養成認定制度	5
4. 藤里町認定ガイド養成事業	6
5. 乗鞍山麓五色ヶ原におけるガイド制度	7
6. 屋久島ガイド登録・認定制度	8
7. 白馬マイスター制度	10

1. 北海道アウトドアガイド資格制度

(1) 検討の経緯

雄大で豊かな自然環境に恵まれている北海道では、自然とのふれあいを求める意識が高まる中、年々増加するアウトドア人口や関連ビジネスの急激な拡大に伴い、自然環境への影響、安全性の確保、サービスの質の低下など深刻な問題が発生している。特にガイドやインストラクターなど、案内・指導に携わる人材の資質向上が緊急の課題となっている。

これを受けて、北海道は平成12年4月に「北海道アウトドア資格制度研究会」を立ちあげ、一定レベルの知識・レベルを持つガイドや安全で質の高いサービスを提供する事業者に対し、資格を付与する独自の制度の検討に着手した。検討会では、資格制度の設計だけでなく、アウトドア活動が今後の北海道の地域経営について果たすべき役割についても議論された。平成13年3月には計画の中間報告書がとりまとめられ、これをうけてアウトドア活動の振興の基本的な方向を示す「北海道アウトドア活動振興条例」が同年10月に制定された。またこの条例に基づき「北海道アウトドア活動振興推進計画」が策定され、平成14年4月より「アウトドア資格制度」が開始された。

本制度は都道府県としては全国初のアウトドアガイドの資格制度である。

(2) 制度の概要

北海道アウトドア資格制度は、個人の資格制度と、事業者の登録制度の2本立てとなっている。ガイド資格取得者を一定数以上配置している事業者を優良事業者として登録する。なお事業者登録は、個人資格制度運用開始の翌年（H15年）から開始されている。

①個人資格制度

<受験資格>

受験者は、年齢が満18歳以上であり、救命救急講習の受講経験がある（申込書提出時の直近15ヶ月以内に受講している、あるいは有効期間設定のものについてはその期間内である）ことが条件となる。

<試験内容>

試験は、基礎知識を問う筆記試験、専門分野に関する筆記試験、専門分野に関する実技試験の3つがあり、全てに合格した時点で資格取得が認められる。専門分野は、山岳・自然・カヌー・ラフティング・乗馬の5つの分野と、2～3段階のレベルに区分されている。

レベル>

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・マスター：高度な知識・技術を持ち、ガイドの指導的立場にある者（※検討中）・ガイド：単独で活動の指導を行うことができる知識・技術を持つ者・ジュニア：ガイドやマスターの監督のもと、ガイド業務を行う者全分野のガイドに居通して必要な知識・技術を持つ者 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

資格の有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までであり、2年ごとに更新することができる。受験費用は、2,000円（基礎知識を問う筆記試験）、2,000円（専門分野に関する筆記試験）、8,000円（専門分野に関する実技試験）であり、最低12,000円となる。

②優良事業者登録制度

ガイド資格取得者を一定数以上配置している事業者を「優良事業者」として登録する。登録区分は「山岳ガイド事業者」、「自然ガイド事業者」、「ラフティング事業者」、「トレイルライディング事業者」の5分野である。

③運営主体

当初は、北海道（総合企画部地域振興室）が運営主体であったが、平成18年度からは、道が運営団体として認定したNPO法人北海道アウトドア協会がガイド資格認定事業・事業者登録事業を実施し、人材育成機関登録事業は当分の間、北海道（担当局は経済部観光のくにづくり推進局に移行）が実施することになっている。

また以下の関係8機関による「北海道アウトドア活動振興施策推進連絡会議」が設置され、北海道アウトドア活動推進共同アクションプラン」を策定（推進期間：平成14年度～16年）し、4つの振興戦略として「自然と触れ合うための場の確保及び条件整備、自然環境の保全、アウトドア事業者の経営基盤の確立、アウトドア活動を通じた青少年の健全育成」を掲げている。

北海道アウトドア活動振興施策推進連絡会議の構成員>

・国土交通省北海道開発局	・環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所
・国土交通省北海道運輸局	・環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所
・経済産業省北海道経済産業局	・北海道教育庁
・林野庁北海道森林管理局	・北海道

(3)実績と今後の課題

- ・資格取得ガイドは522人、優良事業者は11団体（ともにH18.11.1現在）登録。
- ・人材育成機関として、大学・短大・高校や17事業者（H18.6.23現在）が登録。
- ・資格認定のメリットが少ないために、受験者が減少傾向にあり、取得後に更新をしないガイドが1/3を占めている。また資格をとっても公表しないガイドもいる。
- ・有資格ガイドの信頼・信用が確立されていない。またガイド制度自体の認知度が低いことも課題。
- ・平成18年度から、資格の認定主体が北海道アウトドア協会へ移管されている。協会に対する委託費の減額、各種研修・広報活動等に関する補助金の打ち切りが決まっているため、協会の自立的な運営に向けての取組みが求められている。

<参考資料>

- ・北海道アウトドア資格制度情報、北海道経済部観光のくにづくり推進局資料
- ・平成18年度第1回北海道アウトドア資格認定等委員会議事録（H18.7.19）
- ・特定非営利活動法人 北海道アウトドア協会資料

2. 福島県ツーリズムガイド認定制度

(1) 検討の経緯

福島県では、平成13年度の「うつくしま未来博」開催を契機に、県内各地でのボランティアによるガイド活動が活発になった。これを受けて福島県では、ガイド組織のネットワーク化、情報の一元化を目的とする「福島県ツーリズムガイド連絡協議会」を設置（平成14年）した。

協議会では、ガイドの技術向上のための養成研修制度、認定制度の運営、交流・情報交換の促進、会報発行などを行っている。発足当時は58団体であったが、平成18年12月現在は65団体となっている。

(2) 制度の概要

①ガイド養成研修制度

ガイド養成研修制度では、全体研修、地域別研修、分野別研修の3つの研修を実施している。全体研修は協議会が主催するもので、年に1回実施している。地域別研修は各地域において実施（例えば、裏磐梯地区ではエコツーリズムカレッジが企画・運営）している。分野別研修は自然系、街中系の分野に分けて実施している。

②ガイド認定制度

ガイド認定制度の基本的な考え方は、福島県を代表するツーリズムガイドとして認知される者は、福島県の宝（自然、歴史、文化、生活等）についての知識、それらを的確に伝える技術と経験、さらには人々から信頼される人格を備えていること」である。

受験資格は、協議会加盟組織の所属員であること、所属組織の代表者の推薦が得られること、各研修を終了していること、全体研修を終了してから、1年以上の実務経験があること、日赤の救命救急講習を履修していること、である。認定試験は毎年1回実施しており、書類専攻と面接試験がある。認定の更新は3年ごとで、更新時の条件については、現在検討中である。

③運営主体

福島県ツーリズムガイド連絡協議会

※地域別研修、分野別研修は関係団体（裏磐梯エコツーリズムカレッジなど）が主催

(3) 実績と今後の課題

第一回目の認定試験（H16.12～H17.1）では39名、第二回目の認定試験（H17.12～H18.1）では19名が合格している。

今後の課題としては、各地域における地域研修制度の確立、分野別研修の修了と認める代替研修や資格の明確化、認定試験制度や合否判定基準の見直し、資格更新時の条件の明確化などが挙げられている。

<参考資料>

- ・福島県ツーリズムガイド連絡協議会資料
- ・第二回エコツーリズム推進オリエンテーション議事録,分科会1テーマ「ガイド制度について」より

3. 東京都（小笠原）自然ガイド養成認定制度

（1）検討の経緯

小笠原諸島には、島嶼という地理的条件から、多様な動植物、変化に富んだ地形、優れた景観など、貴重な自然が存在する。しかし一部では、観光客による過度の立ち入りなどによる自然環境への影響が懸念されており、自然環境の保護を図りながら豊かな自然と触れあう機会を提供する仕組みづくりが求められていた。

平成14年に東京都は、地域を指定して一定のルールのもと、東京都が認定したガイドとともに利用することなどにより、島嶼地域の自然の保護と適正な利用を図る独自の要綱を制定した。この要綱に基づく自然環境保全促進地域の第1号として小笠原諸島の南島と母島石門一帯を指定した。同地域では、利用調整とガイド同行の義務化を柱にした都版エコツーリズムが開始されており、都が養成・認定する「東京都自然ガイド」同行でなければ立入ができないように定めている。

（2）制度の概要

①受験資格

満18歳以上であり、小笠原村に1年以上住所を有すること

②試験内容

東京都では自然ガイド養成講座（年1回）を行うほか、平成15年からは東京都自然ガイドのうち指導者となる者を対象に「核となるガイド講習」（年3回）をワークショップ形式で行い、小笠原村全体を動かしていく人材の育成に取り組んでいる。

なお講座受講料は「東京都自然ガイド」が4,200円、「核となるガイド」は13,000円となっている。

③運営主体

東京都環境局自然環境部みどり環境課が、「小笠原エコツーリズム推進委員会」（平成14年発足）に運営を委託していた。推進委員会は平成17年に解散し、全村的にエコツーリズムを推進していくための第二段階の組織として「小笠原エコツーリズム協議会」が発足している。同協議会では、ガイドの認定や登録等の制度について実務的な検討を行う「ガイド制度検討部会」を設け、協議を行うこととしている。

（3）実績と今後の課題

- ・平成16年現在、登録上は190名のガイドがいる。活動しているのは40～50名である。
- ・登録ガイドの増加に伴い、ガイドの質的向上が課題となっている。ガイド組合設立の動きや、試験の導入の検討が始められている。

<参考資料>

- ・第一回小笠原エコツーリズム協議会資料
- ・東京都（2004）エコツーリズム・サポート会議提言集
- ・㈱メッツ研究所（2005）平成16年度屋久島地区エコツーリズム推進モデル事業業務報告書、資料編52

4. 藤里町認定ガイド養成事業

(1) 検討の経緯

平成5年の白神山地の世界遺産登録後、利用者急増に対応できるガイド数が不足していた。藤里町では観光物産協会や観光公社でもガイドの斡旋を行ったために予約が重なったり、話す内容がまちまちだというクレームも発生し、窓口を一元化して最低限伝えるべき内容を共有する必要が生じた。

こうした状況を受けて、秋田県藤里町企画振興課では、2年間の緊急雇用事業により認定ガイド養成制度を立ち上げ、財団法人観光物産協会に委託する形で運用を開始した。

(2) 制度の概要

①養成プログラム

- ・藤里町だけでは人口が少ないので、能代山本地区も含めて参加者を募集。
- ・講師は地元の学識経験者や森林センターの長などを選任。
- ・ガイドの育成期間は2年とし、研修1年目(6～11月に11回、うち野外実習8回)、研修2年目(6～11月に10回、うち野外実習8回)を経て、筆記試験・実技試験を実施。
- ・研修内容は、「自然環境、文化との関わり」、「町内の観光施設」、「登山時のペース配分」、「遺産登録の経緯、遺産地域について」など基本的な説明ができるように設定。

②運営主体

藤里町企画振興課、財団法人藤里町観光協会

(3) 実績と今後の課題

- ・プログラム申込者は22名(うち藤里町7名；職業別では自営業4、会社員11、無職7)であったが、2年の研修を経て最終的に14名のガイドが登録
- ・「有料ガイド認定要綱」を定め、講師4名をA級、その他10名をC級として登録。
- ・ガイド登録の更新や新規登録作業については未定であり、財源上も継続が難しい状況にある。
- ・年に一度の研修会を実施しているが、創意工夫の欠如などガイドの資質向上に向けた取組みが必要になっている。
- ・1団体15名程度としているため、ガイドの絶対数が不足している。
- ・冬季はガイド業が成り立たないため、若者の担い手が育たず、ガイドの高齢化が進んでいる。

<参考資料>

- ・第一回エコツーリズム推進オリエンテーション議事録,分科会2-1テーマ「人材育成について」より

5. 乗鞍山麓五色ヶ原におけるガイド制度

(1) 検討の経緯

五色ヶ原は、乗鞍岳北西側中腹の、標高1,300～1,600mにかけて広がる約3,000haの森林地帯である。カモシカなどの動物、野鳥、昆虫等を含めた生態系が健全な状態で残されており、自然性が高い中間山地地帯の自然景観域として評価されている。また溪谷や滝、湿原などが立地する景観的にも優れた場所である。従来は乗鞍岳を目指す一部の登山家や、地域の自然愛好家などが出入りするのみで、一般的な観光客は少ない場所であった。

丹生川村では、この優れた自然景観を観光活用して地域振興に役立てようと、2001年度より植生などの基礎調査を開始した。専門家の助言を得つつ検討を進めた結果、五色ヶ原を持続的に保全しながら、訪れる人が生態系の魅力を享受し、地域との関わりについて理解できる仕組みづくりが必要との結論に至った。適切な保全と利用の両立を図るためのルールとして「乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例」を制定し、条例による入域規制を開始した。この条例は市町村合併後（2005.3）、高山市に継続されている。

(2) 制度の概要

①講習内容

ガイド(案内人)認定希望者は5～6回の講習を受講する。講習では森林インストラクターや、森林管理署のOBなどが指導にあたる。講習終了後は、ベテランガイドの指導の下で実施研修を受け、一定の基準に達したとみなされた場合にガイドとして認定される。

②規制される項目

条例では、管理システムとして、「案内人」同行の義務付け、入山人数制限（一日1コースあたり150人まで）、完全予約制（10日前まで）の3つを導入している。コースは2つ（6.7km、7.4km）あり、いずれも歩行時間は7時間程度である。ツアーの実施期間は5月20日～10月31日と設定されている。利用者の遵守義務として動植物の採取、迷惑行為の禁止等が定められている。

③ツアー料金

ツアー料金は一人当たり8,800円*からで、1グループにつき一人の認定ガイドの同行が必要である。なお10人を超える場合は2人のガイドがつく。参加料金にはガイドの案内、ガイドブック、保険にかかる費用などが含まれており、まとめて「入山料」として市の会計に入金される。ガイドの人件費のほかに、散策ルート of 保全や整備費用にも当てられる。

④運営主体

高山市丹生川支所産業振興課

(3) 実績と今後の課題

- ・「認定案内人」の登録者数は63名となっている（平成18年11月）。
- ・ガイドの育成と認定、運営団体の設立などが今後の課題として挙げられている。

<参考資料>

- ・五色ヶ原案内センター資料

6. 屋久島ガイド登録・認定制度

(1) 検討の経緯

屋久島は、平成5年の世界自然遺産に登録されて以後、観光客が急増しており、平成15年には30万人を突破した。この利用者数の増加は地域経済への波及をもたらす一方で、一定箇所への利用集中などによる登山道の荒廃、自然環境への影響や、混雑感などによる利用の質の低下が問題になっている。また世界遺産登録などを契機に、島の自然や文化について解説するエコツアーガイドの数が急増し、従来からの登山ガイドも含めると130名近くのガイドが活動している。

しかし新規参入ガイドの増加によるルールやマナーの未徹底、ガイド間でのトラブル発生、利用者がガイド選択時に不安を感じるなど課題が発生した。こうした状況に対して、屋久島観光協会ではガイド部会を設置して入会基準を設定する、屋久島環境文化財団は「屋久島エコツーリズムの推進のための指針及び提案」を策定するなど地元での動きも見られはじめた。環境省では「霧島屋久国立公園（屋久島地域）エコツーリズム推進事業」を実施して、屋久島におけるエコツーリズム推進のための課題や総合的な目標を提示した。しかし、島全体としてエコツーリズムを推進する組織がない、ガイドの役割が明確に位置づけられていない、さらには地域住民へのエコツーリズム推進による地域づくりの意義等についての普及啓発がなされていない等の課題が残った。

平成16年度に環境省の「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」のモデル地区として屋久島地区が選定されたのを契機に、地元自治体を中心とした「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」が設立され、ガイド認定・登録制度、ツアープログラムの開発などが協議されており、平成17年10月よりガイド認定・登録制度が試験的に運用されている。

(2) 制度の概要

①制度の目的と対象

屋久島ガイド登録・認定制度は「協議会が掲げるエコツーリズムの趣旨にのっとり、屋久島における固有の自然や文化を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るとともに、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位の確立に資すること」（屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱（登録・認定制度の目的）第1条）を目的としている。

また制度の対象としては、「主に野外において有料で、屋久島を案内したり解説したりする者」としており、「ボランティアガイドのように無料でガイドを行う者、活動場所が主に室内に限定されている者、本業にガイドサービスが付随する者」は対象外とされている。

②制度の体系

この制度は「登録」「認定」の2段階からなっている。協議会では屋久島で活動するガイドとして最低限必要と考えられる「登録の基準」を設定しており、登録基準を満たしたガイドは「屋久島ガイド」として登録され、協議会のホームページで紹介される。登録に当たっては規定の登録料の納付が求められる。有効期限は、登録日から3年を経過した年度の3月31日までであり、3年ごとに更新の申請ができる。

なお「認定」については引き続き検討が続けられている。

登録基準>

- ・上屋久町または屋久町に、2年以上居住
- ・保険の完備
- ・救急法の受講
- ・世界自然遺産地域や自然公園法等及び各種法令に関する講習の受講
- ・基本的な屋久島の知識に関する講習の受講
- ・ツアー内容やガイド活動に関する情報の公開
- ・ガイド活動における屋久島ガイド共通ルールの遵守

③運営主体

15団体からなる屋久島地区エコツーリズム推進協議会が運営に当たっている。

構成員>

<ul style="list-style-type: none">・林野庁屋久島森林管理署 署長・屋久島森林環境保全センター 所長・鹿児島県観光課 課長・鹿児島県環境保護課 課長・屋久島環境文化財団 事務局長・鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 所長・屋久島農業協同組合 組合理事長・屋久島観光協会 会長	<ul style="list-style-type: none">・屋久島漁業協同組合 代表理事組合長・上屋久町商工会 会長・屋久町商工会 会長・屋久島森林組合 組合長・上屋久町 町長 (副会長)・屋久町 町長 (会長)・環境省屋久島自然保護官事務所 首席自然保護官
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 実績と今後の課題

- ・現在の登録ガイド数は104名 (H18.9.14現在) である。
- ・「登録」の次のステップとして、「認定」制度の協議が進められている。
- ・認定試験の合格あるいは講習の受講によって「認定ガイド」を認定すること、さらにオプションとして、単位制専門分野認定による「マスター」認定 (植物マスター、海洋生物マスターなど)、屋久島で生まれ育った50歳以上の「シニアガイド」、65歳以上の「古老ガイド」の枠の設置などの検討がなされている。
- ・ガイドの認定基準やランク付けのための指標について様々な意見が出ており、平成20年度からの認定制度施行開始に向けて、調整が進められている。

<参考資料>

- ・屋久島地区エコツーリズム推進協議会資料
- ・屋久島ガイド登録・認定制度作業部会議事録；第18回 (2005.11.22) ～第22回 (2006.1.23)
- ・瀬戸口真朗他 (2004) 屋久島におけるエコツアーガイドの動態とその背景に関する研究, ランドスケープ研究 67 (5), 601-604
- ・(株)メッツ研究所 (2005) 環境省請負 平成16年度屋久島地区エコツーリズム推進モデル事業業務報告書

7. 白馬マイスター制度

(1) 検討の経緯

白馬村では、観光客の入込が減少する中、従来の観光の主軸であったスキー観光のほかに、優れた景観や農村資源、地形的条件を活かした通年型・滞在型の観光地としての魅力づくりをめざし、2000年より「白馬21観光振興対策会議」を開催し、2001年には白馬村観光推進本部を設立するなどの取組みを開始した。

白馬マイスターは、観光推進本部の発足と同時に導入された制度であり、地域の自然や文化を熟視したガイドの案内で白馬村を訪れた人により深く村の魅力を楽しんでもらおうという趣旨のもとに始まった。

(2) 制度の概要

- ・白馬村在住で、もともと様々な分野で卓越した技術や知識を身につけ、村の観光に役立っている人材を「マイスター」として村の書類審査により登録。登録料はなし。
- ・アウトドア系（スキー、スノーボード、登山、トレッキング、ラフティングなど）、カルチャー系（自然観察、民俗、歴史、木彫りなど）の二つのジャンルがある。
- ・運営主体は長野県白馬村観光局であり、来訪者の希望にあったガイドを紹介している。同局職員が兼任でHPの維持管理に当たっている。
- ・なお経済産業省の平成15年度「市民活動活性化モデル事業」により、マイスター紹介のホームページを作成している。

(3) 実績と今後の課題

- ・マイスターとしての登録者数は、設立当初は40名ほどであったが95人（2004年）となっている。
- ・実質の運営経費はホームページの維持管理費が主である。

<参考資料>

- ・白馬マイスター、白馬村資料